

令和5年度教育行政執行方針

遠軽町教育委員会教育長 河 原 英 男

令和5年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度も新型コロナウイルス感染症の波が繰り返される中、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等の感染予防対策を講じながら学校での教育活動や社会教育事業を進めてまいりましたが、感染者数が著しく増加する時期もあり、都度、対応に追われることもありました。今後の状況も不透明ではありますが、実情に合わせた感染症防止対策に取り組み、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全を尽くしてまいります。

さて、本町が所蔵する重要文化財北海道白滝遺跡群出土品について、昨年11月18日に開かれた国の文化審議会において、国宝にふさわしいとの答申をいただきました。年代的に古いものでおよそ3万年前のものと考えられており、わが国で最も古い時代の国宝となります。昭和初期から、白滝の地に幾度となく足を運び、資料を収集された郷土史研究家の遠間栄治氏の活動をきっかけに、多くの方々による調査研究活動の成果が、長い年月をかけて実を結んだものと思います。これもひとえに関係者の皆様方の文化財や地域に対する愛着と保護活動に対するご尽力の賜物であり、改めて深くお礼申し上げます。

今後も地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、白滝ジオパークの活動の魅力として、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新

たな起爆剤としながら持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

はじめに学校教育について申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育^{はぐく}み・創^{つく}り・愛^{あい}し・励^{はげ}む心で、永^と遠^わに輝く遠軽町」のもと、学びあう児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を認め合い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまい

ります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと考えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常生活における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点からの安全教育を組織的に取り組んでまいります。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、文部科学省が取り組みを進めている「GIGAスクール構想」で、児童・生徒に1人1台端末が配備され、授業での活用がスタートしました。今後は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための授業改善とクラスの児童・生徒を誰一人取り残さないための活用を進めるとともに効果的なICT活用を推進します。

5点目に、「信頼される学校づくり」については、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、「個別最適で協働的な学びを主体的に行う『新たな教師の学び』」の実

現のため、各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守並びに服務規律の徹底に努めてまいります。

6点目に、「働き方改革」につきましては、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境の構築を目指し、学校における働き方改革を進めてまいります。

7点目に、「部活動の地域移行」については、国や北海道のガイドラインをもとに、管内的な状況や地域の実情の把握に努め、学校・地域・関係団体等と連携し、生徒にとって望ましい部活動の在り方について慎重に協議・検討を進めてまいります。

8点目に、「高等学校への支援」については、町内唯一の高等学校である遠軽高等学校に対し、魅力ある高等学校づくりを支援するため、学力向上・学級数維持・生徒確保の取り組みに支援してまいります。

9点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」を引き続き配置し、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

ＩＣＴ教育につきましては、ＧＩＧＡスクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校3年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別最適な学びの推進とＩＣＴを活用した教育の実践を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

今年度につきましては、3か年計画の2年目となる東小学校長寿命化改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりと学校施設の環境整備に努めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う

生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。
また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食を提供するため、老朽化した施設の修繕や備品の更新をはじめ、施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、少子高齢化の進行や経済・社会・生活のあらゆる場面での情報化の進展、日常的な地域における交流の機会が減り、人間関係の希薄化を背景とする地域の教育力や家庭の教育力の低下など、地域社会が大きく変化しております。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生活環境も大きく変化する中で新たな学び方の形も求められています。

このような社会的変化が取り巻く情勢の中で、生涯学習のより一層の振興を図り、町民が一体となって地域社会を構築するため、一人ひとりの個性や地域の持つ特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自

由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みを推進してまいります。

埋蔵文化財については、冒頭でも述べましたが、国内最古となる新指定国宝「北海道白滝遺跡群出土品」の取り組みのほか、本年7月3日から6日の日程において「国際黒曜石会議（I O C）遠軽大会2023」が本町において開催されます。町にとっても例のない国際会議となりますので、ジオパーク推進課と連携を図り取り組んでまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として、指導者養成や施設の整備、事故防止等の「基礎的条件の整備」や、多様なスポーツの機会の確保のための環境整備による「地域スポーツの推進」、優秀なスポーツ選手の育成や国際競技大会の招致・開催の支援など「競技水準の向上」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の

交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや個々のレベルにあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、第4次遠軽町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

文化財につきましては、今年度国の重要文化財から新指定国宝へと格上げされる「北海道白滝遺跡群出土品」の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センター並びに、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターと連携した事業の展開や、郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、老朽化が著しい瀬戸瀬地域公民館について旧瀬戸瀬小学校の給食棟を改修し、地域公民館の移転を行ってまいります。

また、その他所管する施設の中にも建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるよう改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合も含め、取り組んでまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、

町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

施設整備につきましては、遠軽地区都市再生整備計画に基づく遠軽町図書館改修工事により、自習室の整備や幼児コーナーの充実など、住民が気軽に、快適に利用できる図書館づくりを進めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや自主事業の取り組みなど、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

施設整備につきましては、社会教育施設同様、建設後30年以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者のみなさまに安全に利用いただけるよう管理す

るとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合も含め取り組んでまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和5年度教育行政執行の方針といたします。